

## 意見募集要領

### 1 意見募集対象

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第二十条ただし書の規定に基づき総務大臣の定める方法を定める件（仮称）を制定する告示案

### 2 資料入手方法

意見募集対象となる告示案については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

### 3 意見の提出方法

#### ・下記（１）～（３）

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

#### ・下記（４）

意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、意見書は日本語で記入してください。

#### （１）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：[juki\\_atmark\\_soumu.go.jp](mailto:juki_atmark_soumu.go.jp)

総務省自治行政局住民制度課あて

※ 迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「\_atmark\_」を「@」に置き換えてください。

※ メールに直接意見の内容を書き込んでください。

コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出を極力控えていただきますよう御協力をよろしく申し上げます。やむを得ず添付ファイルにより提出される場合のファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）として提出してく

ださい。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

## (2) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省自治行政局住民制度課 あて

別途、意見の内容を保存したコンパクトディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合のコンパクトディスクの条件は、次のとおりです。

○フォーマット形式：CD-R形式であってWindowsファイルシステムに対応したもの

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

コンパクトディスクには、提出者の氏名、提出日及びファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいたコンパクトディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

## (3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5592

総務省自治行政局住民制度課 あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## (4) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(1)の方法により提出してください。

## 4 意見提出期限

平成27年9月18日（金）12:00（必着）

（なお、意見の受付締切時間終了後においても、意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受けはいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。また、郵便についても、募集期間内の必着とします。）

## 5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください（e-Govの意見提出フォームを利用する場合は、意見本文の冒頭に要旨を記載してください）。

提出いただいた意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内 (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省自治行政局住民制度課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります。公表する際に匿名を希望する場合及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 6 問い合わせ先

総務省自治行政局住民制度課（直通：03-5253-5517）

# 意見書

平成 年 月 日

総務省自治行政局住民制度課 へ

郵便番号：〒 \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

氏名（注1）： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

電子メールアドレス： \_\_\_\_\_

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第二十条ただし書の規定に基づき総務大臣の定める方法を定める件（仮称）を制定する告示案に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

（以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。）

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙に記載する場合はページ番号を記載すること。